

長崎県こども・若者応援団表彰事務取扱要領

長崎県こども・若者応援団表彰実施要綱第9項に基づき、長崎県こども・若者応援団表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 推薦基準

- (1) 地域において、こども・若者を育成支援する活動若しくは子育てと子育てを担う家族を支援する活動を継続的に行っているもの。
- (2) 表彰対象の活動歴は、原則として5年以上とし、その内容が県民の模範となる顕著なものであること。但し、当該年数を満たさないものであっても、特にその功績が顕著であると認められるものは、推薦してよい。
- (3) 当該活動が将来にわたり継続されることが見込まれるもの。
- (4) 個人においては県税の滞納がないこと。
- (5) 過去において、同活動により、ながさき子育て支援表彰、長崎県青少年育成県民会議顕彰、長崎県こども・若者応援団表彰のほか、知事表彰以上の表彰を受けていないこと。
- (6) 表彰の対象となる活動の例は、別紙1のとおりとする。

2 推薦者と推薦件数

- (1) 県各部署長、県教育長、県警本部長、県社会福祉協議会長、青少年育成県民会議副会長
各部門…2件以内
※原則として、その取組の範囲及び効果が県内各地に及ぶものを推薦対象とする。
- (2) 市町長、市町教育長、市町社会福祉協議会長、青少年育成市町民会議会長
①各市…各部門2件以内 ②各町…各部門1件
※原則として、その取組の範囲及び効果が当該市町を中心とするものを推薦対象とする。
- (3) 長崎県青少年育成県民会議に加盟する青少年団体・青少年育成団体（その活動の範囲及び効果が県内各地に及ぶ団体に限る）の長
全部門を通じて1件

3 推薦方法

推薦者は、別紙様式による推薦調書に参考資料を添付し、長崎県青少年育成県民会議会長に提出する。

4 決定手続き

- (1) 長崎県青少年育成県民会議会長は、推薦調書を取りまとめのうえ、長崎県こども・若者応援団表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）に付議する。
- (2) 選考委員会は、付議された案件について審議のうえ、意見を付して長崎県青少年育成県民会議会長へ提出する。
- (3) 長崎県青少年育成県民会議会長は、提出された選考資料に基づき、功労賞の被表彰者を決定するとともに、長崎県知事に対し、知事賞の贈呈を依頼する。
- (4) 長崎県青少年育成県民会議会長は、選考に際して、推薦基準に関し慎重な審議を期すため、市町その他関係者に対し、必要に応じて問い合わせを行う。